

# 一般財団法人恵雲会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人恵雲会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を島根県出雲市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、島根大学における医学とその他の関連分野における教育研究活動及び学術交流活動に対し必要な奨励助成を行い、もって医学の振興に寄与すること、並びに島根大学医学部附属病院における患者等の福利厚生を図るとともに、同病院の運営に関する助成及び必要な事業を行い、もって地域の医療水準の向上と社会文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- 一 教育研究活動に対する助成
- 二 学術講演会、研究セミナー等の開催の助成
- 三 教育研究施設、設備の整備充実のための助成
- 四 教員等の海外派遣及び外国人研究者の受入れに対する助成
- 五 患者に対する慰励及び救援並びに日用必需品の供給
- 六 診療に関する研究への奨励及び助成
- 七 学生に対する各種の助成及び福利厚生
- 八 その他前条の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 資産及び会計

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第6条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第7条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 正味財産増減計算書
- 五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 六 公益目的支出計画実施報告書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号及び第6号の書類については、その内容を報告し、第3号及び第4号の書類については、承認を受けなければならない。

(長期借入金)

第8条 この法人が借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、あらかじめ理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配)

第9条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第4章 評議員

(設置)

第10条 この法人に、評議員3人以上6人以内を置く。

2 評議員のうち、1人を評議員会会長とする。

(選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 評議員会会長は、評議員会において選定する。

3 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第13条 評議員の報酬は、無報酬とする。

## 第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は次の事項について決議する。

- 一 理事及び監事の選任及び解任
- 二 役員報酬等及び費用に関する規程
- 三 評議員の費用に関する規程
- 四 事業計画書及び収支予算書の承認
- 五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- 六 長期借入金の承認
- 七 定款の変更
- 八 残余財産の処分

九 その他評議員会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度の 6 月に 1 回開催するほか、3 月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれに当たる。ただし、評議員会会長が欠けたとき又は評議員会会長に事故があるときは、評議員会において、出席した評議員の中から互選により選出する。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 監事の解任

二 役員報酬等及び費用に関する規程

三 定款の変更

四 長期借入金の承認

五 その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

4 前項の場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条第 1 項に定める定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の中から選任された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員及び顧問

(役員を設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

一 理事 3人以上6人以内

二 監事 2人以内

2 理事のうち1人を理事長とする。又必要がある場合は、常務理事1人を置くことができる。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は3親等以内の親族そ

の他当該理事と法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第2条の2第1項で規定する特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合は、3分の1以下でなければならない。

（理事の職務及び権限）

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表しその業務を執行する。
  - 3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
  - 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度の6月及び3月に開催される理事会において、自己の職務の執行の状況を報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

- 第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
  - 3 監事は、理事が不正行為をし若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告しなければならない。
  - 4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
  - 5 監事は、前各項に規定するもののほか、法令上の職務を行う。

（役員任期）

- 第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 理事又は監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任される者が就任するま

で、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 28 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき
- 二 心身の故障のため職務の執行に支障があり又はこれに堪えないとき

(役員に対する報酬等)

第 29 条 理事及び監事には、報酬等を支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を遂行するために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員の報酬等及び費用に関する規程による。

(役員損害賠償責任の免除)

第 30 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 198 条において準用する同法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令により規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

(顧問)

第 31 条 この法人に、2 人以下の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、次の職務を行う。
  - 一 理事長の相談に応じること
  - 二 理事会からの諮問された事項について参考意見を述べること
- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問の任期は、2 年とする。ただし、補欠又は増員により選任された場合は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 5 顧問の報酬は、無報酬とする。

## 第 7 章 理事会

(構成)

第 32 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 理事長及び常務理事の選定及び解職
- 四 その他法令及びこの定款で理事会の職務とされた事項

(開催)

第 34 条 理事会は、毎年度の 6 月及び 3 月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、理事会において、出席した理事の中から互選により選出する。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、理事会の決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 38 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案につき異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 39 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第25条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長（理事長が理事会に出席できなかった場合は、出席した理事）及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第42条 この法人は、この法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 事務局等

(設置)

第44条 この法人に事務局を置く。事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第45条 この法人の主たる事務所には、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備えて置かなければならない。

- 一 定款
  - 二 役員報酬等及び費用に関する規程
  - 三 評議員の費用に関する規程
  - 四 評議員会及び理事会の議事録又は第20条及び第38条に規定する書面若しくは電磁的記録
  - 五 事業計画及び収支予算の書類
  - 六 事業報告及び決算の書類
  - 七 公益目的支出計画実施報告書
  - 八 監査報告書
  - 九 その他法令で定める書類及び帳簿
- 2 前項に規定する書類及び帳簿は、次の各号に掲げる期間備え置かなければならない。
- 一 第1号、2号及び3号の書類 永年
  - 二 第4号の書類 議事録については、評議員会及び理事会から10年間(第20条及び第38条に規定する書面又は電磁的記録については評議員会及び理事会の決議があったものとみなされた日から10年間)
  - 三 第5号の書類 当該書類の事業年度の末日までの間
  - 四 第6から第8号の書類 定時評議員会の日の2週間前の日(第20条の場合にあっては、同条の提案があった日)から5年間
  - 五 第9号の書類及び帳簿 法令で定める期間
- 3 第1項に掲げる書類及び帳簿等の閲覧等については、法令の定めによるもののほか、別に定めるところによるものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第11章 補則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、

理事会の決議により別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、山秋 悦宏 とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

木下 芳一  
山口 修平  
秦 美恵子  
藤原 楠生